

「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱(以下、「要綱」という)の規定に基づいて、実施にあたっての必要な事項を定めるものである。

(登録手続き)

第2条 大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの登録は次の手続きによる。

(1) 大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの登録を行おうとする団体は、大阪港湾局に次の書類を提出して登録の申請を行い、大阪港湾局施設管理課長は書類等による審査を行う。

ア 「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター登録申請書」(様式第1号)

(2) 前1号に掲げる手続き終了後、大阪港湾局施設管理課長は「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター」を示すカード(様式第2号)を申請団体の全構成員に交付する。

(留意事項の詳細)

第3条 要綱第6条第1項第3号に規定する大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの明示は、第2条第1項第5号に規定する「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター」を示すカード(様式第2号)を携行することによって行う。

2 要綱第6条第1項第4号に規定する活動状況の報告は、毎月の各月末の状況を翌月8日(公休日である場合はその翌日)までに書面等によって大阪港湾局施設管理課長に行うものとし、書面による報告は、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター実績報告書」(様式第3号)を提出することによって行う。

附 則

この細目は、令和7年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 代表者氏名
(電話番号)

大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター登録申請書

大阪港内の円滑な維持管理に資するため、所有者不明猫の適正管理及び匹数の減少を図り、所有者不明猫を巡るトラブルを防止するための活動を行うので、次のとおり大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの登録を申請します。

記

活動を行う地域	大阪市 区		
活動構成員（実際に活動する者）			
氏名	郵便番号	住所	電話番号
活動内容を公表しているホームページ、もしくはSNSのアドレス			
活動の対象となる猫 (活動エリア内で行動する全ての所有者不明猫)	避妊去勢手術	実施済	匹
		未実施	匹
		不明	匹
	計		匹
活動時間帯			

(様式第2号)

(表)

NO. _____
大阪港内所有者不明猫 適正管理推進サポーター
氏名
大阪港湾局
(年 月 日登録)

(裏)

注意事項
1 このカードは、大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターの活動中、常に携帯し、必要があるときには提示してください。
2 このカードを改ざんしたり、他人に貸与もしくは譲渡してはいけません。
3 サポーターを辞退する場合は、必ず大阪港湾局に返却してください。
大阪港湾局施設管理課

(寸法 縦 5.4 センチメートル 横 8.5 センチメートル)

(様式第3号)

大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター実績報告書

年 月 日

(宛先) 大阪港湾局長

団体の名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーターとして活動を行ったので、大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター実施要綱第6条第1項4号の規定により次のとおり報告いたします。

記

前回報告した時の所有者不明猫の数	匹			
現在、地域内の猫の内訳	手術済	未手術	不明	合計
オス	匹	匹	匹	匹
メス	匹	匹	匹	匹
不明	匹	匹	匹	匹
合計	匹	匹	匹	匹
(遺棄された猫、虐待の情報) (身勝手な餌やり者の情報)				
(特記事項)				

※猫の内訳については、各団体が作成している表の提出でも可